

精神神経学雑誌投稿奨励賞（地方会部門）

東北精神神経学会 規程

（目的）

第1条 本賞は、東北精神神経学会総会の一般演題の中から優秀な発表を顕彰し、精神神経学雑誌への投稿を促し、精神医学の発展に寄与することを目的とし、日本精神神経学会と東北精神神経学会が合同でかかる運用を行う。

（応募対象）

第2条 応募者は、東北精神神経学会総会の一般演題の筆頭著者とする。

（応募・審査方法）

第3条の1 東北精神神経学会総会の一般演題登録者を対象に募集を行い、本賞の趣旨を理解した上で希望する一般演題登録者の応募を受け付ける。精神神経学雑誌投稿奨励賞（地方会部門）の受賞者は応募演題の中から最も優れたものにつき、1大会につき1名を選考する。受賞のいかんに関わらず、応募者は次年度以降も応募することができる。東北精神神経学会最優秀発表賞および学術奨励賞と重複しての応募は妨げないが、同年度に重複しての受賞は認めない。複数の学会賞に応募する場合には、受賞を希望する順に優先順位をつけて応募することとする。

第3条の2 審査員として、毎年、各総会前に、各県から、評議員2名、精神科診療従事（後期研修医等）開始から1～5年目までの学会員1名、精神科診療従事開始から6～10年目までの学会員1名の4名、総計24名を選出する。審査員は、抄録の内容と総会での発表の内容を元に、本賞の主旨に沿って審査を行う。審査員自らが在籍する県から発表された演題には投票を行わない。ただし、該当する賞の候補演題に他の県の候補演題がない場合はその限りではない。審査結果の集計に基づき受賞候補者を決定する。

（受賞候補者の推薦）

第4条 東北精神神経学会より受賞候補者を日本精神神経学会へ推薦する。受賞候補者の推薦は1大会につき1名までとする。

（受賞内容）

第5条 受賞者は、日本精神神経学会より、賞状および副賞（賞金）を授与される。

(受賞者の義務)

第6条 受賞者は、一般演題の発表内容をもとに、原則として受賞から一年以内に精神神経学雑誌へ投稿を行う。

(投稿論文審査)

第7条 受賞者から投稿された論文は、精神神経学雑誌の投稿規定に基づいて編集委員会で審査される。

付則

- 一 本規則は、東北精神神経学会評議員会の承認を得て改訂できるものとする。
- 二 本規則は令和3年4月1日より施行し、令和3年度東北精神神経学会総会から適用されるものとする。
- 三 本規則は令和3年12月1日より改訂施行する。
- 四 本規則は令和5年1月21日より改訂施行する。